

「奈良市道路台帳補正等業務委託」
入札説明書

奈良市建設部土木管理課

1 目的

本業務は、奈良市の認定道路の経年変化に対し、奈良市道路台帳作成要領に基づき道路台帳図及び道路台帳調書等の修正を行うことを目的とする。

2 競争入札に付する業務の内容

(1) 件名

奈良市道路台帳補正等業務委託

(2) 概要

奈良市道路台帳作成要領（令和 5 年 3 月改訂）に基づき道路台帳図及び道路台帳調書等の修正を行うとともに、市道全般の管理を行うため構築している道路管理システムについて市民の利便性向上を図るためにデータを作成する。

(3) 契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 13 日（金）までとする。

(4) その他については、別紙仕様書のとおりとする。

3 適用する法令等

本業務を遂行するにあたり、仕様書及び業務委託契約書によるほか、次の法令等及び諸規則等に基づいて行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (3) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (4) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- (5) 道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）
- (6) 河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）
- (7) 河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）
- (8) 奈良市公有財産規則（昭和 49 年 7 月 4 日規則第 29 号）
- (9) 不動産登記法（明治 32 年 2 月 24 日法律第 24 号）
- (10) 奈良市安全安心まちづくり条例（平成 20 年 3 月 28 日条例第 16 号）
- (11) 奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年条例第 11 号）
- (12) 奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成 16 年条例第 23 号）
- (13) 奈良市準用河川管理条例（平成 12 年 3 月 30 日条例第 7 号）
- (14) 奈良市契約規則（昭和 40 年 11 月 12 日規則第 43 号）
- (15) 国土交通省道路施設現況調査要項（令和 3 年度版）

- (16) その他関係する法令及び規定等
- (17) 奈良市道路台帳作成要領（令和5年3月改訂）
- (18) 奈良市道路台帳図及び奈良市道路台帳調書に従い実施するものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次の条件に定めるすべての事項に該当することとする。

- (1) 令和7年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量部門の登録をしている者であること。
 - ア 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間において、政令市又は中核市の発注において、道路台帳補正業務の業務実績を2件以上有する者であること。
 - イ 入札参加申請日において、継続して3箇月以上の雇用関係にある次の技術者を当該業務に配置出来ること。
 - ・空間情報総括監理技術者（技術士：情報工学部門）並びに個人情報保護士の資格を有する者を配置できること。
 - ・測量士（測量法第49条の規定に基づき登録している者）の資格を有する者を配置できること。
 - ウ 個人情報の適正な管理のため、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：JISQ27001またはISO/IEC27001）」の認証及び「プライバシーマーク（JISQ15001）」の付与認定を受けた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 別紙の仕様書に定める業務について十分な業務遂行能力を有するとともに、適正な実施体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (5) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 入札参加申請書等の配布

- (1) 日時 令和7年5月9日（金）から令和7年5月23日（金）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所 奈良市建設部土木管理課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟4階
電話 0742-34-4893（直通）

※下記ホームページでもダウンロードすることができる。
奈良市ホームページ「<https://www.city.nara.lg.jp/>」

6 入札参加申請

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申請書（様式第1号）

イ 業務実績調書（様式第2号）

※当該業務にかかる業務委託契約書など当該業務の受注形態、内容等が判断できる資料の写しを添付すること。

ウ 配置予定技術者の空間情報総括監理技術者資格者証の写し並びに個人情報保護士資格者証の写し及び入札参加申請日において、継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者と認識できるものの写し（健康保険被保険者証等）

エ 「プライバシーマーク（JIS Q15001）」及び「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：JISQ27001またはISO/IEC27001）」の取得証明書の写し

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月23日（金）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送、電子メール、FAXでの提出は認めない。

(5) 提出場所

奈良市建設部土木管理課

7 質疑に関する事項

(1) 受付期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月16日（金）

午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付方法

質問は、「入札事項質問書」（様式第5号）にてのみ受け付ける。

提出は電子メール又は持参にて行うこと（FAX不可）。また、電子メールは、提出前後に確認の電話連絡を取ること。

(3) 送信先メールアドレス

メール：dobokuk@city.nara.lg.jp

(4) 質問に対する回答

回答は令和7年5月20日（火）午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。）で奈良市建設部土木管理課にて閲覧に供する。

8 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には結果通知書により、承認しないとした者にはその理由を示し、令和7年5月26日(月)までに通知する。なお、通知は一般競争入札参加申請書(様式第1号)に記載されたメールアドレスに電子メールを送信し、原本(公印を押印したもの)については後日郵送する。入札参加決定通知後において入札参加不適合要件が判明した場合は、入札に参加できない。

9 入開札の日時及び場所

入開札日時：令和7年5月29日(木)午後2時30分(入札完了と同時に開札)

入開札場所：奈良市役所中央棟3階 入札室

10 入札当日持参するもの

次のものを持参すること。なお、持参されない場合は、入札に参加できないため、注意すること。

- (1) 結果通知書
- (2) 入札書(封筒に入れて封印し、封筒表面の中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記載すること。再入札用の入札書も持参すること。)
- (3) 委任状 ※代理人による入札の場合、入札者本人の実印を押印したもの。

11 入札の詳細

- (1) 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。
- (2) 入札の方法は、持参入札とする。
- (3) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。
- (4) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。
- (5) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出すること。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (7) 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取り止める。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
- (8) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差換え又は撤回をすることができない。
- (9) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (10) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

(11) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

1.2 落札者の決定方法

- (1) 入札者中、入札比較価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札となる額の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。
- (3) 再入札は1回を限度として行う。なお、落札者のないときは、入札執行者の判断により処理することとする。

1.3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 郵便、電報又はFAX等による入札
- ウ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札
- エ 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- キ 入札金額を訂正した入札
- ク 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- ケ 入札書の日付が入開札日でない入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

1.4 提出書類

受託者は、本業務の着手前に次に掲げる書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 作業実施計画書
- (4) 主任技術者選任通知書及び担当技術者の経歴書
- (5) 「情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）」及び「プライバシーマーク（JIS Q15001）」の取得証明書の写し

1.5 検査

受注者は、本業務完了後、業務完了届並びに成果品を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

1.6 支払い方法

本業務にかかる費用については、業務が完了した後、完了届並びに成果品を提出

し検査合格の後、正当な請求に基づき請求日から30日以内に支払うこととする。

1.7 その他注意事項

- (1) 本入札は、本入札説明書及び仕様書によるので、熟読のうえ入札に参加のこと。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (5) 提出期限後における提出した入札参加申請書類の差換え及び再提出は認めない。
- (6) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、事業者はこれに応じることとする。
- (7) すべての提出書類は返却しない。
- (8) 入札説明会は開催しない。
- (9) 入札書は、再入札になる場合があるので、2枚用意すること。
- (10) 落札者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。
- (11) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはいけない。また、他の目的に使用してはいけない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (12) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合がある。
- (13) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。

1.8 入札に関する問合せ先

奈良市 建設部 土木管理課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電 話 0742-34-4893（直通）

F A X 0742-34-5147

メール dobokuk@city.nara.lg.jp